

古田史学の会・東海

# 東海の古代

第116号 平成22(2010)年4月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メール：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

4月号代行 石田敬一 〈Tel&Fax：052-853-3373、メール：furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

113・114・115号に引き続き、安本美典著の古田批判書について論評を掲載します。

## 安本美典著『邪馬一國はなかった』を 読んで その2

名古屋市 石田敬一

### 1 はじめに

古田武彦氏の三部作の再版を機会に、前回に続き、今回も安本美典氏の著書『邪馬一國はなかった』を批判する中で、古田武彦氏の主張を再確認します。

前回は、古田氏が『三国志』版本では「臺」と「壹」の錯誤であると認識しうるものがない”ことを実証したことについて再確認しました。

ところで、前回の私の記述で一部正確でなかったところがありましたので訂正します。後藤義乗氏の「邪馬壹国論についての疑問—貴字と卑字をめぐって—」において、後藤氏は古田氏が「「臺」は天子の代名詞」と主張されているとした記述について私は正確ではないと指摘しました。しかし、古田氏は『邪馬一國の証明』の234ページで「漢代に朝廷のことを「閼」と言った。それに代わって魏代には「臺」と言った。その変遷に対応した表記なのである。そしてこの表記をもって高堂隆は、その中の君主た

る明帝その人を指示する。代名の辞として使用しているのだ。こうしてみると、魏代には「天子」自身のことを「臺」と称した。その第一史料が右の本だ。」とされています。ここで右の本とは『魏臺雜訪議』です。古田氏は“「臺」は『三国志』では「天子の宮殿とその直属政庁」としていましたが、その理解をさらに踏み込んで、三世紀の本で「天子」自身のことを「臺」と称したものとされますので、私が「古田氏は臺を天子の代名詞とは述べていない」としたのは誤りで、古田氏は「臺」は「天子の宮殿とその直属政庁」とともに「天子」としても称されたとするのが正しい表現でありました。以上前回の記述を訂正します。

古代史の通説の多くには、大和に結びつけようとする意志が強く働いているのはご承知のとおりです。邪馬台国近畿説や東遷説論者は、三世紀の同時代史料の『三国志』版本にある「邪馬壹国」を「邪馬臺国」の誤記・誤写であるとして、そのうえ「邪馬臺国」のままでは「ヤマト」と読めないで「邪馬台国」と平気で原文改訂してきました。さらに、女王国が距離も方角もどのようにしても大和には当てはまらないため、こじついたり、ねじ曲げてきました。古田氏は、こうした史料原文の安易な改定の上に立論されている古代史の通説に真正面から向かい、真実の古代史を明らかにするとともに、体

系化を進めてきました。

方角も距離も合致しない通説に対して、古田氏は、女王国への道程はこれほど簡明であったのかと思われるほど、理路整然と示し、「短里」の概念により女王国が九州北部に存在したことを明らかにしました。

こうした中で、前回までに示してきたとおり『三国志』版本の全てに、「邪馬臺国」ではなく「邪馬壹国」と記述されていることを確認されたことは、古代史を理解していく上で、たいへん重要であると思います。

今回はそれと同様にたいへん重要である“『三国志』版本における距離の単位”について取り上げます。

## 2 「魏晋朝短里説」と「倭・朝鮮地域短里説」

古田氏は、三世紀の歴史については、同時代に書かれた文献である『三国志』の記述内容を重視します。それは同時代史料であるということの他に、『三国志』は有能な陳寿が記述し、それに裴松之が客観的に注を付けた文献であり、たいへん信頼性が高いからであると思います。これに反し、安本氏は『三国志』版本より古い文献を重視する立場であることを前回確認しました。私は、文献の質を考慮せず、古ければ、そちらを重視するという安本氏の考え方に疑問を持っています。

さて、『三国志』における女王国への道程に関しては、古田氏も安本氏も通説に反して、同じ短里説を主張しています。

問題としているのは女王国への道程が通説の長里であるのか、実際の距離に合致している短里であるのか、にあると思いますので、この点に関して両氏に違いはありません。両氏が異なるところは、安本氏が倭と朝鮮半島だけが短里という「倭・朝鮮地域短里説」であるのに対し、古田氏は倭と朝鮮のみならず魏西晋朝も短里であるという「魏・西晋朝短里説」である点です。

したがって、基本的には、魏や西晋において短里が使われていたかが、両氏の争点になります。

まずは、帯方郡から女王国までの行路記事について、あらためて短里であることを確認します。

## 3 帯方郡から女王国までの行路記事

「古田史学の会・東海」の土井真人氏が2010年2月例会で提示された行路記事の抜き出しがわかりやすいので、これを掲げます。

從郡至倭  
到其北岸狗邪韓国七千余里  
始度一海千余里  
至對海國  
又南度一海千余里名曰瀚海  
至一大國  
又度一海千余里  
至末廬國  
東南陸行五百里  
到伊都國  
東南至奴国百里  
東行至不弥國百里  
南至投馬國水行二十日  
南至邪馬壹国女王之所都水行十日陸行一月  
  
自郡至女王國萬二千余里

女王国の道程については、對海國が対馬、一大國が壱岐であることは、ほとんど異論がありません。このことから、朝鮮半島から対馬、対馬から壱岐の距離が千里であることはほぼ了知されていると考えてよいと思われます。それで地図上で距離を確かめると、短里説でなければ、朝鮮半島と対馬の間や、対馬から壱岐の間の距離の説明がつきません。

狗那韓国から對海國と一大國を経て末廬國までを島巡りを考慮しなければ三千里です。その間は、地図上で概ね240kmですから、だいたい一里は80mほどになると思います。そして、これほどシンプルで明らかな計算結果はありません。

したがって、私は長里説は成立せず、短里説であることは間違いないと思います。これに関しては、細かいことはともかく、大要については正しいでしょう。

女王国への道のりについては、古田、安本両氏ともに長里説ではなく短里説ですから、その裏付けを強化すればと思うのですが、ことさら違いを際立たせようとするのはなぜでしょうか。

ちょっと残念です。

極論を言えば、私は短里説か長里説かの言葉にはこだわりません。帯方郡から狗那韓國まで七千里、朝鮮半島から二つの島を経由して九州の陸地までが三千里、そして古田説では對海國と一大國のそれぞれが方四百里、方三百里で半周すると千四百里、合計すると、帯方郡から九州まで一万千四百里です。すなわち、九州に到達した段階で一万二千里弱ですから、女王国までの全行程が一万二千余里であれば、九州の北部に女王国があったことは疑いようもありません。安本説では、對海國、一大國をそれぞれ方四百里、方三百里で半周する概念はありませんから、九州の北部から二千余里ほど離れた辺りを女王国に比定することになります。

#### 4 長里説は決して女王国近畿説に有利ではない 前述のとおり、通説は長里説です。

長里説は女王国近畿説に有利と言われている。安本氏もこの著書の168ページで「長里説をとれば、女王国の所在については、大和説が有利となる。(ただし、方向については、若干問題が残る。)」と記述しています。しかし、私は長里説が女王国近畿説に有利だとは全く思いません。「方向については、若干問題が残る」程度の小さな問題ではないと思います。南と東は若干ではなく、全く違います。

『魏志倭人伝』を原文改訂せずに、素直に長里説で女王国の位置を推測すれば近畿とは無縁の在らぬ場所に女王国があったことになります。ですから長里説が女王国近畿説に有利というのは間違いです。



朝鮮半島から海を渡り陸地まで三千余里です

から長里とすれば三千里が1300km程度となります。最初の千里は、方角が示されていませんが、次の千里が南方向と記述されていますから、南に進むことができる場所を想定すると、<sup>こしきしま</sup>甑島列島周辺になりましょう。ここが對海國。次は南に千里ですから沖永良部島辺り、ここが一大國。次の千里も方角が示されていないので、西南方向ならば宮古島、東南方向ならば沖大東島辺りとなり、さらにその先に女王国があるのですから、女王国近畿説はありえません。

従って近畿説だからといって、長里説に固執しても仕方ないのです。近畿説であれば、むしろ、長里にこだわらず、距離も方向も無視することです。

ところで、ちょっと横道にそれますが、『魏志倭人伝』に出てくる、この行路記事に関して、前回の例会で、土井真人氏から「到」と「至」の使い分けについて言及がありました。文字表記が違えばそこに込められている意味が当然違ってくるというお話でした。また「始」と「初」の解釈については、何度も、「古田史学の会・東海」の例会では議論になりました。この行路記事にも「始」が出てきます。

「從郡至倭循海岸水行歷韓國乍南乍東到其北岸狗邪韓國七千餘里 始度一海千餘里至對海國曰卑狗副曰卑奴母離所居絶島方可四百餘里土地山險多深林道路如禽鹿徑有千餘戸無良田食海物自活乘船南北市糴」(傍点は石田による。)

一般的には、「始めて一海を渡ること千余里、對海國に至る。」と読み下します。つまり「帯方郡を出発して初めて海を渡る」という意味であろうと思います。この読み下しは行路の状況にはマッチしています。しかし、「～し始めて、～に至る。又、～に至る。又、～に至る。」という対の語句になっているとすると「一海を渡り始めて千余里、對海國に至る。」という読み下しになるかと思えます。「海を渡るのが初めてのこと」の意味ではなく、「海を渡り始めて對海國に至るまで、千余里かかる」という意味が強いのではないかと思われるのです。

もし「初めて海を渡る」という意味を強調しようとするならば、「初度一海千餘里至對海國」

などと記述すれば良いわけですから。

## 5 五証の弁証

古田氏は『邪馬壹国の論理 — 古代に真実を求めて — I』(朝日新聞社)の『邪馬台国論争は終わった』の中で「五証の弁証」として「三国志は短里によって書かれている」事例を五つ掲げています。

これについて、安本氏は、この著書『邪馬一国はなかった』の165ページから248ページまでにおいて、項目「Ⅲ「魏晋朝短里」はなかった」として、先に掲げた長里説・短里説の説明とともに、この古田氏の「五証の弁証」について反論しています。

まず、先の古田氏の著書から「五証の弁証」を掲げます。

(一) 潜中、天柱山有り。高峻二十余里。

(魏志十七)

この天柱山は現在中国の地図(たとえば中華人民共和国地図。一九七一年十二月。北京)にも書きこまれている。また『史記』の武帝の天柱山巡行記事(第十二、孝武本紀)でも有名な名山である。その高さは一八六〇メートルだ。つまり、この「二十余里」は短里である(二十三、四里＝一七二五～二一六〇メートル)。もし、これが漢長里なら、一〇、〇〇五～一〇、四四〇メートルだ。まさにエレベスト(八、八四八メートル)を越える超高山となってしまうからである。

(二) 対海国に至る・・・又南、一海を渡る、千余里。名づけて瀚海と曰う。一大国に至る。

これは倭人伝の探究者には、おなじみの文例だ。しかし、『三国志』全体の中でも“卓抜した”文例である。なぜなら、対海国と一大国がそれぞれ対馬(南島～下県郡)と壱岐とを指すことは明白だ。それ故、その実距離は明白に判明している。(最短直線距離、約五〇キロ。最長曲線距離〈南行のち東行〉約七六キロ。)

ところが、もしこの「千余里」が漢長里なら、四三五キロもの長大な距離となり、全然妥当しない。対馬から九州南端に至る長大な距離となってしまう。海上距離が陸上距離より粗、つまり不精密であるのは当然だが、それにしてもひどすぎる。到底無理だ。やはりこれは、短里と

見るほかない。

(三) A 江東、小なりと雖も、地方千里。

(『史記』、項羽本紀。『漢書』項籍伝もほぼ同文)

B 江東に割拠す、地方数千里。(吳志九)

Aは漢文の教科書にも出てくる有名な文だ。陳寿と『三国志』の当時の読者もまた、これをそらんじていたと思われる名場面だ。ところが、その同じ江東を陳寿は「方数千里」(方五、六千里)と記している。明らかに漢長里の五、六分の一の里単位に立っていることを意識し、ここに明示しているのである。

(四) 南、零・桂を収め、北、漢川に拠る。地方数千里。(魏志六、劉表伝)

ここでも、荊州(湖南省のあたり)を「方数千里」と言っている。漢長里でこの表記なら、中国全土にまたがる広大な面積となる。(『邪馬台国』はなかった』一九三ページ図参照)したがって短里にもとづくこと、明白である。

(五) 韓は帯方の南に在り。東西、海を以て限りと為し、南、倭と接す。方四千里なる可し。(魏志三十、韓伝)

これも、漢長里では到底妥当せず、短里にしてはじめて的確な表記となること、明らかである。右の五例はいずれも、主観的な解釈の介入する余地はない。

(1) 中国本土、朝鮮半島、倭地、そのいずれを問わず、同一の里単位(短里—漢長里の五、六分の一)に立って書かれている。

(2) 高さ、平面距離、面積、陸上と海上、そのいずれを問わず、短里に立って書かれている。

これが帰結だ。したがって次の答えをうる。「万二千余里は誇大値ではない」と。この命題が確認されるとき、すでにいわゆる近畿説が成立しえないことは明らかである。なぜなら、「南を東に変え」たくらいでは到底近畿に至ることはできぬからである。そしてさらに重要なこと、それは倭人伝の数値を軽々しく疑うことは、妥当でないという命題をハッキリと指さしているのである。

安本氏は、(二)と(五)の事例については賛成しているものの、それ以外は短里としては適当

でない事例として反対しています。

私は(二)と(五)はもちろんのこと、(三)と(四)についても、方数千里がたとえ方四千里の長里であるとしても東西は上海から西都を越えてチベット近くまで、南北は北京から香港までの広範囲な区域であり、ほとんど中国全体をカバーしてしまい、江東など中国の一部の地域には収まらないので、長里では無理があると考えます。

## 6 有天柱山高峻二十余里

古田氏は、『邪馬壹国の論理 一古代に真実を求めて Ⅱ』(朝日新聞社)の『魏晋(西晋)朝短里の史料批判 山尾幸久氏の反論に答える』において、山尾氏があげられた『三国志』内の里数値記事については山尾氏の読解が必ずしも妥当ではないことを示すとともに、文面に対する解釈いかんによって「対応距離」が異なってくる“不定要素をふくむ事例”をとりあげて、問題の東夷伝の里数について主観的な解釈を基準に虚偽と判定するという山尾氏の論証方法、それ自体に問題があるとして、ことごとく反証されました。

山尾氏のあげられた事例は、長短どちらにも判断できないものを含めて、少なくとも長里を肯定する事例がないことを古田氏は指摘しています。

続けて、同論文の中で、古田氏は「五証の弁証」にかかる反論を記しています。

中でも特に問題となるのは(一)の山の高さを示したとする事例であろうと思います。

この(一)の事例について、古田氏の主張は次のとおりです。

次に「十里代」でありながら、例外的に「明晰な実距離」を指定しうる例として、つぎの文がある。

成(梅成)遂将=其衆-就蘭(陳蘭)、転入=潜山-。潜中有=天柱山-、高峻二十余里。道険狭、歩径裁通、蘭等壁=真上-。(魏志第十七、張遼伝)

太祖の命をうけて、長社(河南省長葛県の西)に屯していた張遼が、天柱山にこもった叛徒、陳蘭・梅成の軍を討伐し、これを滅ぼした、という記事の一節である。その天柱山の高さが「二十余里」だというのがのである。この山の実名は「霍山」(一名、衡山)であり、安徽省潜山県の

西北、皖山の最高峰である。〈17〉

其明年(元封五年)冬、上巡=南郡-、至=江陵-而東。登礼=潜之天柱山-、号曰=南獄-。

応劭曰「潜県属=盧江-。南獄、霍山也。」

文穎曰「天柱山在=潜県南-。有祠。」(『史記』第十二、孝武本紀)

この「霍山」高さ一八六〇メートル(海拔)だ。〈18〉

これに対し、「二十余里」とは、メートルに直すとつぎのようだ。

短里(一里=七五~九〇メートル)

二三~二四里=一七二五~二一六〇メートル

長里(一里=四三五メートル・・・山尾氏)

二三~二四里=一〇〇〇五~一〇四四〇メートル

つまり、霍山の実高は、魏晋朝の短里によると、ピッタリ一致している。〈19〉

ところが長里によるときは、エベレスト(八八四八メートル)を超える超高山となる。実際は霍山は群馬県の赤城山(黒檜山、一八二八メートル)と谷川岳(一九六三メートル)の間くらいの山なのである。その上、つぎの四点の条件が重要だ。

(1) その場所は、いわゆる“夷域辺境”ではなく、黄河と揚子江の中間、南京と洞庭湖の中間、という、まさに多くの中国人にとってもっとも明瞭な認識に属する位置に当たっている。

(2) その山の東方(安徽省)、西方(湖北省)とも、平野部であり、その間に屹立し、万人の注目をうけてきた著名な山である。

(3) 『史記』に武帝の巡行記事があるように歴史的にも著名な名山である。

(4) 「十里」「百里」などと異なり、「二十余里」というのは“成語”や“誇張的な概数”ではない。(20)

すなわち、万人が日常見ている周知の山に対し、“異常な誇張”をもって表現すべきいわれは全くない。

〈注書き〉

〈17〉 中国には山東省・浙江省等各地に「天柱山」がある。ここは潜山中であるから、指定できる。

〈18〉 世界大地図(小学館『大日本百科事典』別巻)大別山脈。

〈19〉 もしこれを山麓より山頂付近までの“道

路距離”と解しても、大異はない。なぜなら、この地帯は海拔四〇〇メートルくらいの丘陵部の上にあるから（中国地理新図集、一九六九）その高地上において、今かりに四五度の勾配で考えると、直高一三二五メートル、勾配一八五五メートルとなろう。

(20) 山尾氏は、「成語」「文飾」「大数」「誤解」の四点をもって、「漢長里」と異なる数値のあるべきをことわっておられる（同書六五ページ）。けれども、ここにあげた二例は、いずれもこの類の概念をもって「弁明」しえざる性格の史料であるというほかない。（注. ふりがなは石田）

これに対して安本氏は『邪馬一国はなかった』の178ページにおいて、次のとおり反論します。

しかし、この「二十余里」は、山の「高さ」ではなく、山に登るさいの「道のり」と解釈される余地が、多分にある。

これは、私のみの解釈ではない。

この文言の続きは、つぎのようになっている。「高峻<sup>もんこん</sup>二十余里。道峻<sup>もんこん</sup>しく狭く、歩<sup>あ</sup>径<sup>おす</sup>裁かに通ず。（陳<sup>らん</sup>）蘭<sup>らん</sup>ら、その上<sup>へき</sup>に壁す。」

ここから、白崎昭一郎氏はのべられる。

「陳蘭・梅成らの反乱軍は、潜山の山中に逃げ込んでたて籠<sup>こも</sup>った。張遼がこれを討伐しようとして配下の諸侯と軍議しているのである。ここで問題となっているのは山の高さではない。峻岨な山頂が二十余里も続いている道のりの困難さが、軍事上の観点から論じられているのである。」～(中略)～「道のり」とすれば、「短里」説は、あきらかになりたたない。海拔千八百六十メートル、実高千四百六十メートルの山を、千七百二十五メートル～二千六百六十メートル（二十余里）の道のりで登れば、その勾配は四十二度～五十八度になってしまうからである。たとえば、富士山のばあい、もっとも急な勾配は、山頂付近であるが、その勾配は、四十度たらずである。高さ三千七百七十六メートルの富士山は、基底の直径が、三十五キロメートルであるから、稜線をまっすぐのぼったとしても、その平均勾配は、十三度以下である。

この「高峻二十余里」というのは、山の高さ

か、道のりか、議論の分かれるところになります。これについて、はじめ私は古田氏の事例(一)は適切ではないと思いました。なぜなら「里」は山の高さを表す単位かどうか疑問だったからです。古田氏もその著書『邪馬壹国の論理』（昭和50年10月30日、朝日新聞社）で述べているとおり、「寸→尺→丈」と「歩→里」は別種の単位であるとされます。そして私は、一般的に背の高さ、山の高さは「寸→尺→丈」で表され、距離を表す単位が「歩→里」ではなかろうかとの考えでありました。

古田氏は『邪馬壹国の論理』において、次のとおり、続けて「山の高さ」を示した事例を掲げておられます。

これに対し、陳寿は他の箇所でも、『山の高さ』そのものを書いています。

林歴山(山名)、四面壁立し、高数十丈。径路危狭、刀楯を容れず。賊。高きに臨んで石を下す。攻むることを得べからず。（『呉志』十五）これも『山道を行くこと』とか、『高きに登ること』といった『道のり』表記ではありませんから、やはり文字通りの『高さ』です。

「高数十里」であれば「里」を使った山の高さを表した例として文句はないのですが、「高数十丈」となっており、的確な例とは言えません。

さらに、安本氏は181ページで反論しています。

古田氏が、ここにあげられた文例中の「里」は、ふしぎにも、ことごとく「道のり」を示している。古田氏は、山などの「直高」を示す「里」の例を、一例もあげておられない。そして、じつは、ここにあげたもの以外の、百八十をこえる『三国志』中にあらわれる「里」も、問題の、この「天柱山」についての文章を除き、みな、地表にそった距離を指している。

私も「里」は確実に山の高さを表すということが示されなければならないと思いますが、そうした例が示されていません。

また漢文の解釈について、古田氏は道のりを表す場合は「邑の在る所、高峻、嶷、山立に随って上ること四・五里」「谷に入りて行くこと数百里。」などと「・・・すること・・・里」と記

述するので、この天柱山の場合は道のりを表していないとされます。

つまるところ、事例(一)は古田氏の漢文の解釈のみに、よりどころがあると言えます。この古田氏の解釈は正しいかもしれませんが、確固たるものにするには「高峻二十里」以外に、「丈」ではなく「里」を使用した表現で、高さを示した別の事例が必要であろうと思います。

私は、「有天柱山高峻二十余里道険狭歩径裁通」について、「天柱山あり。高く峻しい。二十余里の道は急で狭く、歩ける小径がわずかに通る」という意味で、「道のり」であるとの解釈も可能であろうと考えました。

安本氏が指摘するように(一)が短里の確実な事例であると主張するには「里を使用した高さの表現」について、古田氏が別の事例を提示する必要があると思っていました。

昭和55年1月に出版された安本著『邪馬一國はなかつた』のこの主張に答えるため、古田氏はただちに同年10月発行の『邪馬一國の証明』(昭和55年10月20日、角川文庫)の187ページで答えています。

なお中国本土の事例について、安本氏のあげられた反論を、紙幅の許す限り、再吟味しよう(佐藤鉄平『隠された邪馬台国』サンケイ出版、白崎昭一郎『東アジアの中の邪馬臺国』芙蓉書房も、ほぼ類似の例をあげている)。

(一)(天柱山)高峻二十余里。(魏志十七)

この山は1860メートルだ。(中華人民共和国地図、一九七一、北京)。従って、「一里=約75メートル」の短里だ。わたしはそう論じた。これに対し、安本氏は、これは山を登るための“道のり”を長里で書いたもの、とし、「山の高さは「丈」で現わして「里」では表記せぬ、とされた。(ただ安本氏はこれをわたし(古田)の立場の“演繹”とされる。後記)。『三国志』では天柱山の他に山高を記した例は、「(林歴山)高数十丈」(呉志十五)しかないのをたてにとられたのである。この場合、『三国志』だけからは結論は出せない。しかし左(山高を里で表記した例)を見てほしい。

ここで“演繹”<sup>えんえき</sup>というのは、一つの事柄から他の事柄へ押しひろめて述べるという意味です。

たぶん安本氏は、「山の高さは「丈」で表し「里」は「山の高さを表さない」というように考えている中で、古田氏が「里」を山の高さにまでも押し広めて考えていると捉えて、古田氏の“演繹”<sup>えんえき</sup>と述べているのでしょう。

しかし、古田氏は、さらに、同著書の188ページで、引き続き「里」が高さを表した事例をいくつか示して安本氏の指摘に対して答えています。

○文穎曰く「(介山)其の山特立し、周七十里、高三十里」。(『漢書』武帝紀)

○(永昌郡)博南県、山高四十里(『華陽国志』)

○驪山有り、高五里、秦始皇、意志を刻す(『後漢書志』郡国志二、ただし短里の例ではない)

これは間違いなく、山の高さを表した例であり、しかも単位は「里」で表されています。

「里」は高さを示す事例がないという安本氏の主張に対して、古田氏が的確に答えたものであり、「里」で山の高さを表した明確な事例であると思います。

古田氏は安本氏の反論に完全に答えたと思います。この点については私も納得しました。

しかしながら、天柱山の例は「高峻二十余里」で「峻」が「高」と距離の表現の間に挟まっております。私は、「高峻」の事例がただちに標高と解釈ができるかどうか、まだ慎重にならざるをえません。

一方、安本氏が掲げた「道のり」説は、具体性に欠けます。どこからどこまでを「道のり」というのか明確ではありません。感覚的な示唆にとどまっています。

「道のり」であるとすれば、そのポイントは、張遼<sup>ちょうりょう</sup>の軍隊がどこで駐留しているかにあります。天柱山までの「道のり」の定義が曖昧のままです。天柱山に比較的近い位置で駐屯していると仮定すれば、「長里」を当てはめることも可能かもしれませんが想像の域を出ません。事実、張遼<sup>かんしょう</sup>は河南省長葛<sup>しょうがく</sup>県の西にある長社<sup>たむろ</sup>に屯しており、安徽省潜山<sup>せんざん</sup>県天柱山まで100km以上の距離があります。白崎昭一郎氏は「陳蘭・梅成らの反乱軍は、潜山の山中に逃げ込んでたて籠った。張遼がこれを討伐しようとして配

下の諸侯と軍議しているのである。」とされます。この軍議しているのは長社ですから、まさしく「道のり」は100 km以上になります。となると、「道のり」という考え方では、距離に問題があると思います。

張遼が陣取る河南省長葛県長社から安徽省潜山県天柱山までの距離と「道のり」の関係を示されない安本氏の主張は具体性に乏しく説得力がないと言わざるを得ません。

また、安本氏が、長里であることの裏付けとしてあげた富士山の事例は、適切ではないと思います。問題としている山は、写真1の裾野が広く比較的なだらかな富士山のような日本の山ではありません。写真2のような高原にニョッキと立つ急峻な中国の岩山です。富士山の例は不適切です。

どうして、富士山の事例を出されるのでしょうか。天柱山の具体的な状況を示した方がわかりやすいでしょう。読者を混乱させるような事例は望ましくありません。

反乱軍は「壁す<sup>へき</sup>」というので、写真3のような切り立った天柱山の山頂に立てこもったのでしょうか。

二十余里を24里とすると、短里で2 km程度です。これを標高とすれば古田氏の主張どおりです。写真3のような切り立った頂上のすぐ下のふもとに駐留しているのであれば、古田氏が掲げた平均傾斜45度の「道のり」は極端な角度ではなく、また短里で合致しそうです。

安本氏は、「高峻二十余里」の後に、道の話しが続くから「道のり」だとされるのですが、山の高さを示した後に、道の話しが続いても、違和感はありません。

安本氏は「道のり」の具体的な定義をしないままに、白崎昭一郎氏の反論を掲載されており問題です。

一方、古田氏の天柱山の事例(一)は、「高」の後に「峻」があってから「里」があります。漢文を的確に読む力が無い私に、「高峻二十余里」が山の高さを示すことを、再度わかりやすくご教示いただきたいと思います。



写真1 富士山 全景

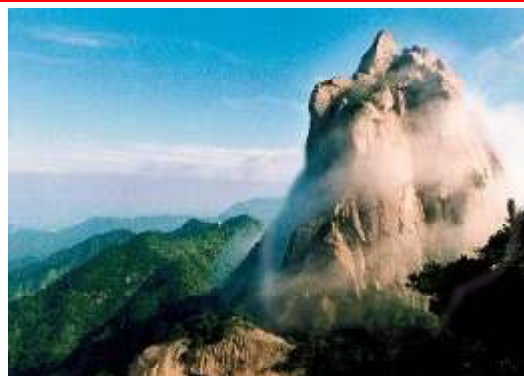


写真2 安徽省潜山県 天柱山



写真3 天柱山 山頂

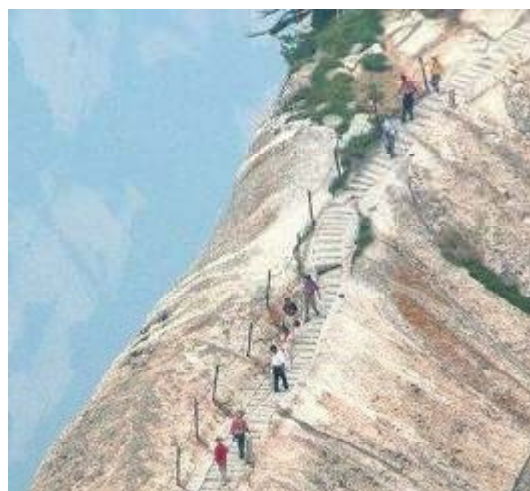


写真4 登山風景



## 西暦・年干支換算の算出方法について

瀬戸市 林 伸禧

いずれにしても文面からも山の状況からも短里であろうと思いますが、腹の底から「そうだ」というように納得できない部分もあるので、私の感触は限りなく白に近い灰色としておきたいと思います。

なお、『魏晋(西晋)朝短里の史料批判 山尾幸久氏の反論に答える』の補論『華陽国志』の史料批判においても、先に示した事例が紹介され、説明が加えられているので紹介します。

(永昌郡)博南県、山高四十里、越之得二蘭滄水一。(第四、南中志)～中略～

雲南省北部の高山、玉尤山。(海拔五九八〇メートル<36>)のごときを指すとすれば、この地域は、海拔約二〇〇〇メートル以上の高地の上にあるから、<37> この高山は、当地(高地)上においては、約三〇〇〇～四〇〇〇メートルの間となる。ところが、四十里は「短里」で三〇〇〇～三六〇〇メートルとなり、ほぼ符号する。これに対し、「漢長里」では一七四〇〇メートルという、エベレストの海拔高の約二倍という空想的な高さとなってしまう。以上、三例は明らかに「短里」に属し、「漢長里」に属しない。

～中略～ 次の点のみを明確にしておこう。すなわち、少なくとも東晋末期(本書成立時)以前に、すでに「漢長里」とは別種の「短里」(漢長里の約六分の一)が存在し、その「短里」にもとづく地図や史料が存在していた――この疑うべからざる事実である。

<注意書き>

<37> 「中国地理新図集」一九六九

<38> 上疏者、望(秦山但望・巴郡太守)は後漢の桓帝(一四六～一六七)の時の人。

『華陽国志』は、東晋の永和十一年(355年)に常璩<sup>じょうきよ</sup>によって編纂された「華陽」つまり巴・蜀・漢中の地誌です。この『華陽国志』に掲げられた「里」は、原則として長里で書かれています。例外的に短里となっている例を古田氏が示されたものです。「漢長里」とは別種の「短里」を示す史料があることを確認できます。こうした「短里」の存在は、女王国への行路記事の解釈のみならず、歴史を考えるのに、たいへん重要なことであると思います。

<次回に続く>

## 1 はじめに

平成22年1月例会において、西部賢一氏は「西暦年月日」から「年干支及び年月日の干支・曜日・旧暦日」の算出、及び「年干支」から「西暦年」を算出する方法を発表されました。そして「西暦年」から「年干支」を算出する計算方法を具体的に説明されました。

また、加藤勝美氏が「東海の古代」115号(平成22年3月)で「西暦年」から「年干支」を算出する計算式を発表されました。

両氏が発表された「西暦年」から「年干支」を算出する方式のほかに、新たな算出方法を見つけたため、報告します。

会員諸氏に林(私)の算定式を理解していただくため、林が理解した両氏の算定式を併せて記載します。

## 2 換算をするための記号等

- (1) 10干、12支及び60干支のコード番号を表1(干支コード一覧表)のとおりとする。
  - (2) 計算式に用いる記号
    - ・10干コード番号 : x
    - ・12支コード番号 : y
    - ・60干支コード番号 : z (x, y)
    - ・数値を除したときの余り(剰余) : m
    - ・任意の整数 : n
- $$\text{西暦年 (Y)} = 1000A + 100B + 10C + D$$
- ※  $9 \geq A, B, C, D \geq 0$

## 3 西部賢一氏の算出方法

- (1) 西暦→60干支  

$$z(x, y) = D - 3, 4(A + B) - 2C + (D - 3)$$
- (2) 西暦年→10干  

$$x = D - 3$$

※「 $10 \geq x \geq 1$ 」であるから、「 $10 \geq x \pm 10n \geq 1$ 」となるような「n」を定

めて「x」を求める。

- (3) 西暦年→12支

$$y = 4(A+B) - 2C + (D-3)$$

※「 $12 \geq y \geq 1$ 」であるから、「 $12 \geq y \pm 12n \geq 1$ 」となるような「n」を定めて「y」を求める。

- (4) 60千支→西暦年

$$Y = (6x - 5y + 3) + 60n$$

- (5) 60千支コードと10千・12支コードとの関係

•  $x = z - 10n$

但し、nは「 $10 \geq x \geq 1$ 」とする整数。

•  $y = z - 12n$

但し、nは「 $12 \geq y \geq 1$ 」とする整数。

•  $z = 6x - 5y$

但し、「 $z \leq 0$ 」の場合には「60」を加えた数。

m:「西暦年÷10」の余り

(※西暦年 =  $10n + m$ )

但し、「 $10 \geq x \geq 1$ 」であるから、

「 $x \leq 0$ 」の場合には、「10」を加えた値がコード番号である。

- (3) 西暦年→12支

$$y = m - 3$$

m:「西暦年÷12」の余り

(※西暦年 =  $12n + m$ )

但し、「 $12 \geq y \geq 1$ 」であるから、

「 $y \leq 0$ 」の場合には、「12」を加えた値がコード番号である。

- (4) 60千支→西暦年

$$Y = 60n + m (=z + 3)$$

但し、「 $z + 3 \geq 60$ 」の場合には、「60」を引いた数とする。

### 3 加藤勝美氏の算出方法

- (1) 西暦年→60千支

$$z = m + 1$$

m:「(西暦年-4)÷60」の余り

(※西暦年-4 =  $60n + m$ )

- (2) 西暦年→10千

$$x = m + 1$$

m:「(西暦年+6)÷10」の余り

(※西暦年+6 =  $10n + m$ )

- (3) 西暦年→12支

$$y = m + 1$$

m:「(西暦年+8)÷12」の余り

(※西暦年+8 =  $12n + m$ )

- (4) 60千支→西暦年

$$Y = 60n + z (=m - 1)$$

### 4 林 伸禧の算出方法

- (1) 西暦年→60千支

$$z = m - 3$$

m:「西暦年÷60」の余り

(※西暦年 =  $60n + m$ )

但し、「 $60 \geq z \geq 1$ 」であるから、

「 $z \leq 0$ 」の場合には、「60」を加えた値がコード番号である。

- (2) 西暦年→10千

$$x = m - 3$$

### 5 おわりに

どの換算方法を使うかは、個人の好みの問題です。

西部賢一氏の算出方法のうち、10千を求める算出式は、一番シンプルです。

西暦年の一位の数字から「3」を引いた値が10千コード番号です。また、「0」又は「<sup>マイナス</sup>」の値となった場合には、「10」を加えた値が10千コード番号となります。

加藤勝美氏の算出方法では、60千支コード番号を「0~59」とした場合、「余り」の値がコード番号となります。また、「m+1」は全て正の整数で、但書きがつかない式です。

林は、表2の「余り」の値と「コード番号」から算定方法を見いだしました。

算定方法に但書きが付きます。また、「m-3」は「-3, -2, -1, 0」の値となることがあり、その場合には「10, 12, 60」を加えた値が、各々のコード番号となります。

<編集者から>

2010年は、林氏の算出方法によれば、

$$z = 30 - 3 = 27 \quad 60千支 \rightarrow 庚寅$$

$$x = 10 - 3 = 7 \quad 10千 \rightarrow 庚$$

$$y = 6 - 3 = 3 \quad 12千 \rightarrow 寅$$

と算出できます。

表1 干支コード一覧表

1 十干

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
きのえ	きのと	ひのえ	ひのと	つちのえ	つちのと	かのえ	かのと	みずのえ	みずのと
コウ	オウ	ヘイ	テイ	ホ	キ	コウ	シン	シン	キ

2 十二支

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
子	丑	寅	卯	辰	巳	午	未	申	酉	戌	亥
ね	うし	とら	う	たつ	み	うま	ひつじ	さる	とり	いぬ	い
シ	チュウ	イン	ホウ	シン	シ	ゴ	ビ	シン	コウ	ジュツ	ガイ

3 六十干支

甲	乙	丙	丁	戊	己	庚	辛	壬	癸
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯	壬辰	癸巳
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
甲辰	乙巳	丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑
51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未	庚申	辛酉	壬戌	癸亥

表2 西暦年と干支コードとの関連表

西暦・年干支		60干支		10干		12支	
西暦	干支	余り	コード	余り	コード	余り	コード
604	甲子	4	1	4	1	4	1
605	乙丑	5	2	5	2	5	2
606	丙寅	6	3	6	3	6	3
607	丁卯	7	4	7	4	7	4
608	戊辰	8	5	8	5	8	5
609	己巳	9	6	9	6	9	6
610	庚午	10	7	0	7	10	7
611	辛未	11	8	1	8	11	8
612	壬申	12	9	2	9	0	9
613	癸酉	13	10	3	10	1	10
614	甲戌	14	11	4	1	2	11
615	乙亥	15	12	5	2	3	12
616	丙子	16	13	6	3	4	1
～							
660	辛酉	0	57	0	7	0	9
661	壬戌	1	58	1	8	1	10
662	壬戌	2	59	2	9	2	11
663	癸亥	3	60	3	10	3	12

※1 60干支の余り：西暦年÷60  
 2 10干の余り：西暦年÷10  
 3 12支の余り：西暦年÷12

## 3月例会報告

### ○ 『史籍集覧』における古代逸年号について

瀬戸市 林 伸禧

「東海の古代」115号（平成22年3月）に投稿した「古代逸年号資料『史籍集覧』編」の採集状況及び留意点を報告した。

なお、例会で説明するため、改めて見直したところ、採集漏れ・誤認及び説明不足があった

ので、「別表9-1、9-2」を再度作成し、説明した。

また、「古田武彦ライブラリー2『失われた九州王朝』（ミネルヴァ書房）に次の誤りを見つけたので報告した。

514頁の『二中歴』年代歴の翻刻で、「朱鳥九年 辛戌」となっているが、正しくは「朱鳥九年 丙戌」である。

### ○ 安本美典著『邪馬一国はなかった』を読んで その1

名古屋市 石田敬一

安本美典著『邪馬一国はなかった』を読んで以下のとおり批判した。

古田氏が『三國志』版本の全てに「邪馬壹国」とあることを確認した実証や、金石文の「壹」と「臺」の筆跡が似ていないことを確認した調査について、安本氏が古田説は「帰無仮説」であると決めつけ反論しているが、いずれも批判に値しない。というのは『三國志』版本の「邪馬壹国」の調査は全数調査であるから「帰無仮説」が成立する余地がないからである。

また、安本氏は『翰苑』の注に「臺興」とあるのは『三國志』に「臺興」と記述されていたからであると断定するが、それはまちがいである。雍公叡が『翰苑』の注に「臺興」と記述したのは、『翰苑』本文に「臺興」とあるのを受けたものである。

本文に書かれた「臺興」については、著者である張楚金が、七世紀半ばの当時、最新の情報であった『梁書』（7世紀初め成立）や『北史』（7世紀半ば成立）に記述された「臺興」を参考に記述したと考えることが妥当である。したがって、安本氏が、“当然『三國志』本文に「臺興」と書いてあった”とするのは、安本氏の思いこみである。

### ○ 法海寺と道行2

阿久比町 竹内 強

2月の例会では、知多市の法海寺は、縁起によれば、天智天皇の勅命により新羅僧の道行が創建したとされるが、道行は三種の神器の一つである草薙の剣を盗み出した極悪人であり、そ

の人が創建者というのは不思議であると話した。

3月の例会では次のとおり疑問を提示するとともに九州王朝に立脚した考えを示した。

草薙の剣はどこにあったのか、道行はどこから草薙の剣を盗び出したのか、そして道行が逮捕された後はどこにあったのか、まったく不明である。

『日本書紀』朱鳥元年には、神刀が天武天皇に崇ったので熱田の宮に納めたこととある。ここで2つの疑問が生じる。第一に神器が天皇に崇るなどということがあるのかという点である。第二に草薙の剣は熱田社に納めるまではどこにあったのかという点である。この2つの疑問を解くカギは、九州王朝ではないかと思う。道行が関わったかどうかはわからないが、九州王朝の神器を大和王朝が手に入れたことが、天皇を崇った原因ではないかと考えられる。

なお、新羅僧である道行が知多の地に法海寺を建てたのは事実ではないかと思われる。法海寺のある寺本から東に2キロのところ「佐布里」というところがある。この「佐布里」は、韓国の首都ソウルと同じ言葉であり、朝鮮語では町、村という意味である。それは、この地に朝鮮からの渡来民が生活していたからではないだろうか。そうした人々が寺を建てる基盤になったのではないかと考える。

## ○ 大保、防人、年号「聖徳」について 狭山市 奥田圭祐

大保（小郡市）は太保府の名残か。防人は「ふせり」と読むのではないか。丸山説の「聖徳」は法皇年号ではないか。以上の3点を示唆した。

## ○ 「始之」の読み下し

半田市 土井真人

前回の例会で、林伸禧氏が提示された「始之」について、「之」は返読文字であり「之を始む」と読むとして、林氏の読み下しを追認した。

## 例会の予定

4月11日(日)名古屋市市政資料館 第5集会室  
5月23日(日)名古屋市市政資料館 第5集会室

6月13日(日)名古屋市市政資料館 第5集会室

時間：午後1時30分～5時

場所：名古屋市東区白壁1丁目3番地

TEL 052-953-0051

参加料：500円（会員無料）

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・ " " 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・ " " 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容（無料）
- ・ウィルあいち（愛知県女性総合センター）地下駐車場：南隣、有料（30分170円）
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料（40分200円）

4月の例会は第2日曜日、5月は第4日曜日、6月は第2日曜日です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。

## 会員募集中

平成22（2010）年度会員を募集します。

年会費：5,000円 4月例会で納入を！

特典：・例会参加料無料

（例会欠席時は、例会資料を送付）

・会報誌「東海の古代」の毎月配布

・論集（古代への碑）の配布

## 編集子から

・4月号会報誌の編集・発行（石田敬一）

メール：furutashigaku\_tokai@yahoo.co.jp

Tel&Fax：052-853-3373

・本会への連絡等（竹内強会長）

メール：takeuti-0565@r5.dion.ne.jp

Tel&Fax：0569-48-0565